

## 尾道市建設工事随意契約事務取扱要領

平成23年3月28日制定  
平成29年4月1日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の請負契約を、随意契約により締結する場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(見積書を徴する相手方の選定)

第2条 建設工事を随意契約しようとするときは、尾道市契約規則（昭和39年尾道市規則第28号。以下「規則」という。）第43条本文の規定に基づき、見積書（別記様式第1号）を徴するものとする。

2 見積書を徴する相手方の選定は、地域性、継続性を考慮するほか、次に掲げる事項を総合的に考慮して行わなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持建設工事等の状況
- (6) 当該建設工事等についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の建設工事等についての経験
- (9) 技術者の状況

(選定の通知)

第3条 見積書徴取業者へは、電話、ファクシミリ又は電子メールにより選定の通知を行うものとする。

(見積期間)

第4条 仕様書による見積額の算定に要する期間（以下「見積期間」という。）は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定に準じて定めるものとする。

2 見積期間には、仕様書を提示した日及び見積書の提出期限日を含まないものとする。

(見積書の提出)

第5条 見積書は、提出期限日までに見積りを依頼した課（以下「見積依頼課」という。）に直接提出するものとする。

2 遠隔地等により、見積書を直接提出することが困難である場合は、代理の者により、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」とい

う。)により見積書を提出することができる。ただし、郵送等による提出の場合は、見積書の提出期限日までに到達するようにしなければならないものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、尾道市電子入札実施要領（平成20年4月1日施行。以下「電子要領」という。）第2条第2号に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）に同条第5号に規定する電子参加（以下「電子参加」という。）をする場合は、見積書提出期限までに電子要領第1条に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を利用して見積書を提出することとする。

（見積りの辞退）

第6条 見積の依頼を受けた者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積りを辞退することができる。ただし、郵送等により見積書が本市に到達した場合は、見積書の書換え、引替え、追加、撤回又は辞退をすることができないものとする。

- 2 前項に規定する辞退をするときは、次の各号のいずれかの方法によりその旨を申し出なければならない。

(1) 見積辞退届（別記様式第2号）を見積依頼課に直接提出又は郵送（見積書提出期限日の前日までに到達するものに限る。）する方法

(2) 辞退する旨を明記した見積書を見積依頼課に提出する方法

- 3 前2項の規定にかかわらず、電子参加をする者は、見積書提出期限までに電子情報処理組織を利用して見積書の提出を辞退することができる。

- 4 市は、見積りを辞退した者に対し、このことを理由として、以後の指名選定について不利益な取扱いをしないこととする。

- 5 提出期限日までに見積書を提出しない者（第2項に規定する方法により、見積りを辞退した者及び電子参加をする者を除く。）については、見積りを欠席したものとして取り扱い、建設工事等請負業者指名除外基準要綱（平成7年4月1日制定）別表第3号を準用して指名除外の対象とすることができる。

（見積書の徴取の延期等）

第7条 見積書の徴取を公正に執行することができないと認められるときは、見積書の徴取の執行を延期し、又は取りやめることができる。

- 2 天災地変その他やむを得ない理由があるときは、見積書の提出期限日を変更し、又は見積書の徴取の執行を取りやめることができる。

（見積りの依頼の取消し）

第8条 見積りの依頼を受けた者が、見積書の提出期限日までの間に、次に掲げる事項に該当したときは、当該依頼を取り消すことができる。

(1) 指名除外の措置要件に該当したとき。

(2) 見積書の徴取に参加させることが適当でないと認めたとき。

（予定価格）

第9条 予定価格は、規則第29条の規定に準じて決定し、予定価格調書を作成するものとする。

（最低制限価格）

第10条 契約の履行を確保するため、特に必要と認めたときは、最低制限価格を設けることができる。

(くじ)

第11条 契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、見積りの依頼時に電子要領第2条第11号に規定する電子くじ(以下「電子くじ」という。)を行うものとしている見積りにあつては電子くじによるくじ引きを行い、その他の場合にあつては直ちに当該見積書を提出した者にくじを引かせ、契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積りの依頼を受けた者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて見積書徴取事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(無効とする見積り)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。ただし、第2号から第4号までの規定については、第5条第1項の見積り及び電子入札における書面参加の場合の見積りに限り適用する。

- (1) 見積書を提出する資格のない者が提出したもの
- (2) 記名及び押印又は押印に代える本件責任者氏名等の記載のないもの
- (3) 金額を訂正したもの
- (4) 必要な記載事項が確認できないもの
- (5) 前回の最低見積金額以上のもの
- (6) 見積りに際して連合等による不正行為のあつたもの
- (7) 2つ以上の見積書を提出したもの
- (8) その他市長の定めた見積書の提出条件に違反したもの

(再度見積)

第13条 予定価格の制限の範囲内で見積りがないときは、直ちに、再度の見積書を提出させるものとする。この場合において、前回の最低見積金額は、通知するものとする。

2 再度の見積りは、2回を限度とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第7号に該当する随意契約(以下「特命随意契約」という。)については、4回を限度とする。

3 第1項の場合において、次に掲げる者は、再度の見積書を提出することはできない。

- (1) 前回の見積書を提出しなかった者
- (2) 前回の見積りを無効とされた者

(見積書を徴する相手方の再選定)

第14条 前条第2項の規定による再度見積りによつても、予定価格の制限の範囲内で見積りをした者がいないときは、見積書を徴する相手方を再度選定することができる。

2 前項の規定は、特命随意契約には適用しない。

(工事担当課が締結できる随意契約)

第15条 設計金額が50万円未満の建設工事については、工事担当課がこの要領に基づいて随意契約を締結できるものとする。

(建設工事以外への準用)

第16条 この要領は、建設工事に係る調査、測量又は設計業務の委託契約を、随意契約により締結する場合について準用する。この場合において、前条中「50万円未満の建設工事」とあるのは「30万円未満の業務委託」と読み替えるものとする。

2 建設工事に該当しない業務のうち、その態様が建設工事と同様又は類似で、かつ、建設部契約課が所掌する建設工事等入札参加資格者名簿に登録された資格認定者の中から見積書を徴する相手方を選定する必要がある業務の委託契約については、この要領を準用して随意契約を締結することができる。

(適用除外)

第17条 この要領は、施行令第167条の2第1項第8号及び9号の規定による随意契約については適用しない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第 回

# 見 積 書

1 見 積 金 額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 件 名

3 く じ 番 号

--	--	--

※尾道市電子入札実施要領第2条第6号に規定する書面入札をする場合は、任意の3桁の数字を記入する（必須）。

上記のとおり、尾道市契約規則、尾道市建設工事執行規則、尾道市建設工事随意契約事務取扱要領及び設計図書等を承知の上、見積りします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

※押印を省略する場合は、次の事項を記入してください。

本件責任者氏名	電話番号
担当者氏名	電話番号

尾道市長

様

様式第2号（第6条関係）

# 見 積 辞 退 届

件 名

提出期限 年 月 日

上記について見積りの依頼を受けましたが、都合により見積りを辞退したいので、尾道市建設工事随意契約事務取扱要領第6条の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

尾道市長 様